

＜ 人材開発支援助成金 ＞ （人材育成支援コース）

職務に関連した知識・技能を習得させるための訓練を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成

○ コースごとの助成額・助成率は次の表のとおり

※（ ）は中小企業事業主以外

支給対象となる訓練		経費助成		賃金助成 (1人1時間当たり)		OJT実施助成 (1人1コース当たり)	
			賃金要件又は資格等手当要件を満たす場合		賃金要件又は資格等手当要件を満たす場合		賃金要件又は資格等手当要件を満たす場合
人材育成訓練	雇用保険被保険者（有期契約労働者等を除く。）の場合	45% (30%)	+15% (+15%)	760円 (380円)	+200円 (+100円)	—	—
	有期契約労働者等の場合	60%	+15%			—	—
	有期契約労働者等を正規雇用労働者等へ転換した場合 ^{※1}	70%	+30%			—	—
認定実習併用職業訓練		45% (30%)	+15% (+15%)			20万円 (11万円)	+5万円 (+3万円)
有期実習型訓練	有期契約労働者等の場合	60%	+15%			10万円 (9万円)	+3万円 (+3万円)
	有期契約労働者等を正規雇用労働者等へ転換等した場合 ^{※2}	70%	+30%				

○ 経費助成限度額（1人当たり）は以下のとおり

支給対象となる訓練	企業規模	10時間以上 100時間未満	100時間以上 200時間未満	200時間以上
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業事業主 ・ 事業主団体等 	15万円	30万円
	・ 中小企業以外の事業主	10万円	20万円	30万円

○ 賃金助成限度額（1人1訓練当たり）

1,200時間が限度時間となります。ただし、専門実践教育訓練については1,600時間が限度時間となります

パンフレット・申請様式・提出先

パンフレット	申請様式	問い合わせ・提出先
令和6年4月版 【PDF形式 4183KB】	ダウンロードページ	山形労働局 助成金センター 023-666-3614